

各報道機関 様

分 類	イベント・行事 募集 契約・入札 会議・説明会 その他 (該当する分類を囲むこと。)
日 程	
発表項目 (行事名)	令和４年度旭川市公共交通事業者等緊急支援金を交付します
概 要 (趣旨・日時・場所・内容等を記入すること。)	コロナ禍において燃料価格や物価高騰による影響を大きく受ける公共交通事業者等に対して、負担軽減と事業の継続に向けた支援を行うため「令和４年度旭川市公共交通事業者等緊急支援金」を交付します。 ○支援対象者 ・令和４年５月１日現在、旭川市内に本店（個人事業者は住所）及び営業所（道路運送法に基づく事業計画で定める営業所）を置くバス，法人，個人及び福祉限定タクシー事業者で、感染防止策を徹底しながら今後も事業を継続する意思がある者 ・令和３年度に輸送実績を有する者 ※福祉限定タクシーは平成３０年度から令和３年度までのいずれかの年度の運送収入が１２０万円以上であること等の条件があります。 ○支援額 (１)バス，法人タクシー 基本額 １５万円 (２)個人タクシー及び福祉限定タクシー 基本額 ５万円 (３)加算額 令和３年度年間走行距離（km）の実績にバス，タクシーそれぞれの１km当たりの支援額を掛け算出したもののうち、６か月分を加算額とする。 ○申請方法 持参または郵送 ○申請受付期間 令和４年７月１日（金）～７月２９日（金）必着
添付資料	有 ・ 無 ご案内（バス事業者の皆様へ，タクシー事業者の皆様へ） （有・無のいずれかを囲むこと。） ※ 有の場合，資料の内容を記入すること。なお，別途冊子等の配付を希望する場合は，その旨記入すること。
報道（取材）に当たってのお願い	
備 考	

令和4年度旭川市公共交通事業者等緊急援金のご案内（バス事業者の皆様へ）

1 趣旨

コロナ禍において燃料価格や物価高騰による影響を大きく受ける公共交通事業者等に対して、負担軽減と事業の継続に向けた支援を行うものです。

2 支援対象者

以下の3つの要件を全て満たす法人又は個人事業者

- （1）令和4年5月1日現在、旭川市内に本店（個人事業者は住所）及び営業所（道路運送法に基づく事業計画で定める営業所）を置く路線バス、貸切バス、法人及び個人タクシー事業者で、感染防止策を徹底しながら今後も事業を継続する意思がある者
- （2）令和3年度における輸送実績を有する者
- （3）暴力団等に関与がないこと

3 支援額

支援対象者	支 援 額	
	基 本 額	加 算 額
バス事業者 乗合バス 貸切バス	15万円	令和3年度年間実車走行距離（km）（小数点以下切り捨て）× 1 km当たりの支援額 <u>5.06</u> （円）÷12 か月×6 か月 （加算額の円未満の端数は切り捨て）

4 申請手続

（1）申請書類

① 令和4年度旭川市公共交通事業者等緊急支援金交付申請書（様式第1号）

詳しくは「記載例」をご覧ください。

※事業の許可を受けた事業者名義で記入してください。

※計算式が入力されていますので様式データへの直接入力をお勧めします。

② 事業の許可を受けたことを証する書類の写し

事業の許可書の写し等を提出してください。

※事業計画や運賃の変更認可書の写しは不可

※お手元がない場合は旭川運輸支局が発行する証明書の写しを提出してください。

③ 令和3年4月1日から令和4年3月31日までの輸送実績がわかる書類

北海道運輸局に報告を行う令和3年度の年間総走行距離及び年間実車走行距離がわかる資料を提出してください。

④ 誓約書兼同意書(様式第3号)

申請書と同じ名義で記入し、同じ印鑑を押印してください。

※申請に必要な書類は市 HP にてダウンロードできます。

裏面に続く→

(2) 申請受付期間 令和4年7月1日(金)～令和4年7月29日(金)【必着】

(3) 申請方法

持参又は郵送とします。郵送の場合、未着を防ぐため配達履歴が確認できる方法(簡易書留等)をおすすめします。

【提出先】〒070-8525 旭川市6条通10丁目 第三庁舎3階

旭川市 地域振興部 都市計画課 支援金担当

※送料は申請者側でのご負担をお願いします。

※裏面に差出人の住所及び氏名を記入してください。

5 Q&A

Q. 支援金の使途に制限はありますか？

A. 事業の継続及び感染防止策の徹底のために使用し、目的以外には使用できません。

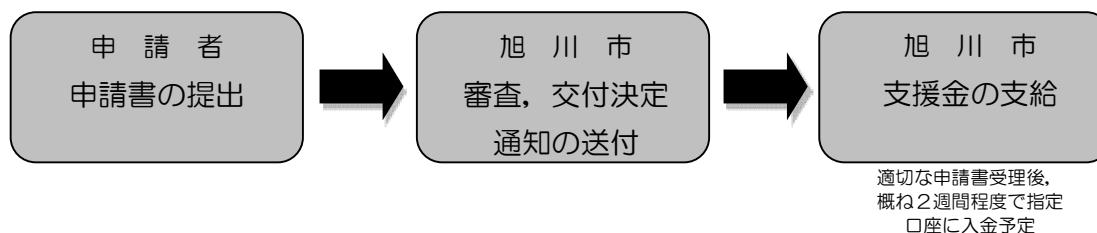
Q. 支援金は課税対象になりますか？

A. 支援金は、税務上は益金(個人事業者の場合は総収入金額)に算入されるものですが、損金(個人事業者の場合は必要経費)の方が多ければ、課税所得は生じないこととなります。

所得税や法人税に関して不明な点がありましたら、所轄の税務署までお問い合わせください。

Q. 申請の流れを教えてください。

A.



6 その他

本支援金の交付決定に当たり、必要な調査を行い、若しくは報告を求め、又は関係機関へ照会する場合があります。

【問い合わせ先】

旭川市地域振興部都市計画課

電話 0166-25-9851 (平日 午前8時45分～午後5時15分)

FAX 0166-27-3466

メール tosi_kei@city.asahikawa.hokkaido.jp

令和4年度旭川市公共交通事業者等緊急援金のご案内（タクシー事業者の皆様へ）

1 趣旨

コロナ禍において燃料価格や物価高騰による影響を大きく受ける公共交通事業者等に対して、負担軽減と事業の継続に向けた支援を行うものです。

2 支援対象者

以下の3つの要件を全て満たす法人又は個人事業者

- (1) 令和4年5月1日現在、旭川市内に本店（個人事業者は住所）及び営業所（道路運送法に基づく事業計画で定める営業所）を置く路線バス、貸切バス、法人及び個人タクシー事業者で、感染防止策を徹底しながら今後も事業を継続する意思がある者
- (2) 令和3年度における輸送実績を有する者
- (3) （福祉限定タクシーのみ）平成30年度から令和3年度のいずれかの年度における営業収入が120万円以上である者。（ただし、令和3年度途中が事業初年度の場合は、同程度の収入がある者。）※介護保険の対象となる介護サービスの料金等は含みません。
- (4) 暴力団等に関与がないこと

3 支援額

支援対象者	支 援 額	
	基 本 額	加 算 額
法人タクシー	15万円	令和3年度年間総走行距離（km）（小数点以下切り捨て）× 1 km当たりの支援額 <u>1.90</u> （円）÷12 か月×6 か月 （加算額の円未満の端数は切り捨て）
個人タクシー 福祉限定タクシー	5万円	

4 申請手続

(1) 申請書類

① 令和4年度旭川市公共交通事業者等緊急支援金交付申請書（様式第2号） 詳しくは「記載例」をご覧ください。 <u>※事業の許可を受けた事業者名義で記入してください。</u> <u>※計算式が入力されていますので様式データへの直接入力をお勧めします。</u>
② 事業の許可を受けたことを証する書類の写し 事業の許可書の写し等を提出してください。 <u>※事業計画や運賃の変更認可書の写しは不可</u> <u>※お手元がない場合は旭川運輸支局が発行する証明書の写しを提出してください。</u>
③ 令和3年4月1日から令和4年3月31日までの輸送実績がわかる書類 国土交通省に報告を行う令和3年度の年間総走行距離及び年間実車走行距離がわかる資料を提出してください。
④ 営業収入が確認できる書類の写し ※福祉限定タクシーのみ 国土交通省に提出した平成30年度から令和3年度までのいずれかの年度の輸送実績報告書の写し（旭川運輸支局の受理印が押印されたもの）又は運送収入を確認できる書類の写しなど提出してください。

裏面に続く→

⑤ 誓約書兼同意書（様式第3号）

申請書と同じ名義で記入し、同じ印鑑を押印してください。

⑥ その他市長が必要と認める書類

・支援金の振込先の通帳等の写し ※個人事業者のみ

口座名義人、金融機関名、金融機関の店名、預金の種別及び口座番号が確認できるものを提出してください（通帳の表紙をめくった見開き部分の写し）。

※申請に必要な書類は市 HP にてダウンロードできます。

(2) 申請受付期間 令和4年7月1日（金）～令和4年7月29日（金）【必着】

(3) 申請方法

持参又は郵送とします。郵送の場合、未着を防ぐため配達履歴が確認できる方法（簡易書留等）をおすすめします。

【提出先】〒070-8525 旭川市6条通10丁目 第三庁舎3階

旭川市 地域振興部 都市計画課 支援金担当

※送料は申請者側でのご負担をお願いします。裏面に差出人の住所及び氏名を記入してください。

5 Q&A

Q. 支援金の使途に制限はありますか？

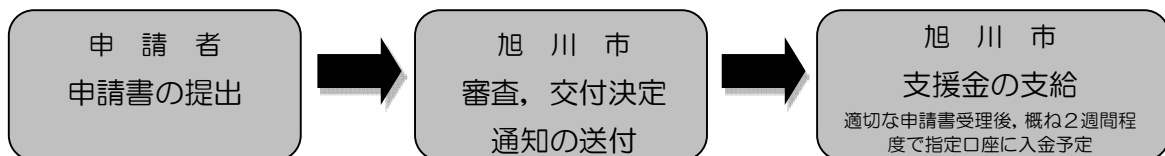
A. 事業の継続及び感染防止策の徹底のために使用し、目的以外には使用できません。

Q. 支援金は課税対象になりますか？

A. 支援金は、税務上は益金（個人事業者の場合は総収入金額）に算入されるものですが、損金（個人事業者の場合は必要経費）の方が多ければ、課税所得は生じないこととなります。所得税や法人税に関して不明な点がございましたら、所轄の税務署までお問い合わせください。

Q. 申請の流れを教えてください。

A.



福祉限定タクシー向け

Q. 平成30年度から令和3年度の営業収入をすべて提出する必要がありますか？

A. 営業収入が120万円以上の年度であれば、1年間分だけの提出で結構です。

Q. 令和3年度途中から事業を開始し、1か月平均で10万円以上の営業収入があり輸送実績もありますが、年間の営業収入は120万円未満です。この場合支援金の対象となりますか？

A. 営業収入を得た期間が1年に満たない場合は、営業収入を実際の事業期間（月単位）で割った額を基に交付の可否を判断します。申請書に、国に届け出た「運輸開始年月日」を記入してください。

6 その他

本支援金の交付決定に当たり、必要な調査を行い、若しくは報告を求め、又は関係機関へ照会する場合があります。

【問い合わせ先】

旭川市地域振興部都市計画課

電話 0166-25-9851（平日 午前8時45分～午後5時15分）FAX 0166-27-3466

メール tosi_kei@city.asahikawa.lg.jp